

# 地方財政審議会付議（決裁）案件

平成30年2月20日（火）

（案件名）

- ・ 平成29年度国の予算等貸付金債に係る同意等について（決裁案件）  
（根拠法令は別紙）

担 当

自治財政局地方債課

佐藤課長補佐（内23473）

# 平成29年度国の予算等貸付金債に係る同意又は許可について

## 1 事業内容

国の予算又は政府関係機関等から地方公共団体に対して貸付けられる貸付金には、中小企業高度化資金貸付金、母子父子寡婦福祉資金貸付金等があり、これらを総称して国の予算等貸付金債と呼んでいる。

これら国の予算貸付又は政府関係機関等貸付金は、それぞれ根拠法に基づき、各省庁又は各政府関係機関等の予算によりその所要額が確保される仕組みとなっているが、地方公共団体の側からすれば長期の借入金であり、当然、地方債として処理する必要があり、地方財政法に基づく総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を必要とする。

## 2 同意等方針

平成29年度地方債同意等基準運用要綱第五の六の2により、国の各省庁等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と同様に扱って、速やかに、同意又は許可を行う。

## 3 地方債計画及び同意等額

### (1) 通常収支分

(単位：億円)

区分		地方債計画	既同意等額	今回同意等額	同意等額計	計画残額
計		267	403	13	416	▲151
内訳	都道府県・指定都市分	—	392	11	403	—
	市町村・特別区分	—	11	1	13	—

※ 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。

※ 地方債計画の額は改正後の額である。

※ 既同意等額には届出分（1月分まで）を含む。

### (2) 東日本大震災分（復旧・復興事業）

(単位：億円)

区分		地方債計画	既同意等額	今回同意等額	同意等額計	計画残額
計		5	—	3	3	2
内訳	都道府県・指定都市分	—	—	3	3	—
	市町村・特別区分	—	—	—	—	—

(参考) 事業区分

(1) 通常収支分

(単位: 億円、%)

	H29 地方債計画	既同意等額	今回同意等額	同意等額計	執行率
中小企業高度化資金貸付金	78	287	6	293	376.0
土地区画整理組合等貸付金	4	4	—	4	107.5
母子父子寡婦福祉資金貸付金	38	10	1	11	29.5
災害援護資金貸付金	3	—	0	0	3.0
都市開発資金貸付金	18	11	—	11	62.1
市街地再開発組合等貸付金	20	20	—	20	97.5
有料道路整備資金貸付金	—	—	—	—	—
埠頭整備等資金貸付金	54	38	—	38	70.0
公害防止資金貸付金	4	—	—	—	0.0
農業災害補償資金貸付金	—	—	—	—	—
木材産業等高度化推進資金貸付金	13	8	—	8	63.4
沿道整備資金貸付金	—	—	—	—	—
沖縄振興開発金融公庫資金貸付金	1	—	0	0	10.5
農地保有合理化促進対策資金貸付金	—	—	—	—	—
就農支援資金貸付金	—	—	—	—	—
日本政策金融公庫資金貸付金	28	25	5	30	107.2
連続立体交差資金貸付金	1	—	—	—	0.0
都市環境維持・改善事業資金貸付金	1	—	—	—	0.0
地域商店街活性化高度化資金貸付金	—	—	—	—	—
電線敷設工事資金貸付金	3	—	—	—	0.0
賑わい増進事業資金貸付金	1	—	—	—	0.0
介護保険財政安定化基金貸付金	—	—	0	0	—
合 計	267	403	13	416	155.8

※ 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。

※ 既同意等額には届出分（1月分まで）を含む。

(2) 東日本大震災分（復旧・復興事業）

	H29 地方債計画	既同意等額	今回同意等額	同意等額計	執行率
災害援護資金貸付金	5	—	3	3	51.7
合 計	5	—	3	3	51.7

## 4 今後のスケジュール

2月26日（月）同意等予定

平成29年度 国の予算等貸付金債協議等に係る同意等額（第2回定例協議分）

通常収支分

（単位：千円）

	都道府県 指定都市	市町村 特別区	合計
1 北海道	338,500	50,516	389,016
2 青森県			
3 岩手県	5,934		5,934
4 宮城県			
5 秋田県	3,000		3,000
6 山形県			
7 福島県	144,000		144,000
8 茨城県			
9 栃木県			
10 群馬県			
11 埼玉県	41,000		41,000
12 千葉県			
13 東京都			
14 神奈川県			
15 新潟県	235,699		235,699
16 富山県			
17 石川県	14,000	50,000	64,000
18 福井県			
19 山梨県			
20 長野県			
21 岐阜県			
22 静岡県			
23 愛知県			
24 三重県			
25 滋賀県			
26 京都府		14,000	14,000
27 大阪府			
28 兵庫県			
29 奈良県			
30 和歌山県	20,000		20,000
31 鳥取県			
32 島根県			
33 岡山県			
34 広島県	253,228		253,228
35 山口県		12,400	12,400
36 徳島県			
37 香川県			
38 愛媛県			
39 高知県			
40 福岡県			
41 佐賀県			
42 長崎県			
43 熊本県			
44 大分県			
45 宮崎県			
46 鹿児島県			
47 沖縄県		10,500	10,500
48 札幌市	10,200		10,200
49 仙台市	24,900		24,900
50 さいたま市			
51 千葉市			
52 横浜市			
53 川崎市			
54 相模原市			
55 新潟市	57,288		57,288
56 静岡市			
57 浜松市			
58 名古屋			
59 東京都			
60 大阪市			
61 堺市			
62 神戸市			
63 岡山市			
64 広島市			
65 北九州			
66 福岡市			
67 熊本市			
68 特別区			
合計	1,147,749	137,416	1,285,165

平成29年度 国の予算等貸付金債協議等に係る同意等額（第2回定例協議分）

東日本大震災分（復旧・復興事業）

（単位：千円）

	都道府県 指定都市	市町村 特別区	合計
1 北海道			
2 青森県			
3 岩手県	35,000		35,000
4 宮城県	193,687		193,687
5 秋田県			
6 山形県			
7 福島県	16,934		16,934
8 茨城県	12,687		12,687
9 栃木県			
10 群馬県			
11 埼玉県			
12 千葉県			
13 東京都			
14 神奈川県			
15 新潟県			
16 富山県			
17 石川県			
18 福井県			
19 山梨県			
20 長野県			
21 岐阜県			
22 静岡県			
23 愛知県			
24 三重県			
25 滋賀県			
26 京都府			
27 大阪府			
28 兵庫県			
29 奈良県			
30 和歌山県			
31 鳥取県			
32 島根県			
33 岡山県			
34 広島県			
35 山口県			
36 徳島県			
37 香川県			
38 愛媛県			
39 高知県			
40 福岡県			
41 佐賀県			
42 長崎県			
43 熊本県			
44 大分県			
45 宮崎県			
46 鹿児島県			
47 沖縄県			
48 札幌市			
49 仙台市			
50 さ い た ま 市			
51 千葉市			
52 横浜市			
53 川崎市			
54 相 模 原 市			
55 新潟市			
56 静岡市			
57 浜松市			
58 名古屋 市			
59 京 都 市			
60 大阪 市			
61 堺 市			
62 神 戸 市			
63 岡 山 市			
64 広 島 市			
65 北 九 州 市			
66 福 岡 市			
67 熊 本 市			
68 特 別 区			
合 計	258,308		258,308

平成29年度 国の予算等貸付金債 第2回定例協議分(団体別貸付金別同意等額①)通常収支分

(単位:千円)

	中小企業高度化資金貸付金			母子父子寡婦福祉資金貸付金			災害援護資金貸付金(通常収支分)		
	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計
1 北海道					5,316	5,316			
2 青森県									
3 岩手県							5,934		5,934
4 宮城県									
5 秋田県							3,000		3,000
6 山形県									
7 福島県	144,000		144,000						
8 茨城県									
9 栃木県									
10 群馬県									
11 埼玉県									
12 千葉県									
13 東京都									
14 神奈川県									
15 新潟県	235,699		235,699						
16 富山県									
17 石川県				14,000		14,000			
18 福井県									
19 山梨県									
20 長野県									
21 岐阜県									
22 静岡県									
23 愛知県									
24 三重県									
25 滋賀県									
26 京都府									
27 大阪府					14,000	14,000			
28 兵庫県									
29 奈良県									
30 和歌山県				20,000		20,000			
31 鳥取県									
32 島根県									
33 岡山県									
34 広島県	253,228		253,228						
35 山口県					12,400	12,400			
36 徳島県									
37 香川県									
38 愛媛県									
39 高知県									
40 福岡県									
41 佐賀県									
42 長崎県									
43 熊本県									
44 大分県									
45 宮崎県									
46 鹿児島県									
47 沖縄県									
48 札幌市									
49 仙台市									
50 さいたま市				24,900		24,900			
51 千葉市									
52 横浜市									
53 川崎市									
54 相模原市									
55 新潟市				57,288		57,288			
56 静岡市									
57 浜松市									
58 名古屋市									
59 京都市									
60 大阪市									
61 堺市									
62 神戸市									
63 岡山市									
64 広島市									
65 北九州市									
66 福岡市									
67 熊本市									
68 特別区									
計	632,927		632,927	116,188	31,716	147,904	8,934		8,934

平成29年度 国の予算等貸付金債 第2回定例協議分(団体別貸付金別同意等額②)通常収支分

(単位:千円)

	沖縄振興開発金融公庫資金貸付金			日本政策金融公庫資金貸付金			介護保険財政安定化基金貸付金		
	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計
1 北海道				338,500	20,500	359,000		24,700	24,700
2 青森県									
3 岩手県									
4 宮城県									
5 秋田県									
6 山形県									
7 福島県									
8 茨城県									
9 栃木県									
10 群馬県									
11 埼玉県				41,000		41,000			
12 千葉県									
13 東京都									
14 神奈川県									
15 新潟県									
16 富山県									
17 石川県					50,000	50,000			
18 福井県									
19 山梨県									
20 長野県									
21 岐阜県									
22 静岡県									
23 愛知県									
24 三重県									
25 滋賀県									
26 京都府									
27 大阪府									
28 兵庫県									
29 奈良県									
30 和歌山県									
31 鳥取県									
32 島根県									
33 岡山県									
34 広島県									
35 山口県									
36 徳島県									
37 香川県									
38 愛媛県									
39 高知県									
40 福岡県									
41 佐賀県									
42 長崎県									
43 熊本県									
44 大分県									
45 宮崎県									
46 鹿児島県									
47 沖縄県		10,500	10,500						
48 札幌市									
49 仙台市				10,200		10,200			
50 さいたま市									
51 千葉市									
52 横浜市									
53 川崎市									
54 相模原市									
55 新潟市									
56 静岡市									
57 浜松市									
58 名古屋市									
59 京都市									
60 大阪市									
61 堺市									
62 神戸市									
63 岡山市									
64 広島市									
65 北九州市									
66 福岡市									
67 熊本市									
68 特別区									
計		10,500	10,500	389,700	70,500	460,200		24,700	24,700

平成29年度 国の予算等貸付金債 第2回定例協議分(団体別貸付金別同意等額)  
東日本大震災分(復旧・復興事業)

(単位:千円)

	災害援護資金貸付金		
	都道府県分	市町村分	計
1 北海道			
2 青森県			
3 岩手県	35,000		35,000
4 宮城県	193,687		193,687
5 秋田県			
6 山形県			
7 福島県	16,934		16,934
8 茨城県	12,687		12,687
9 栃木県			
10 群馬県			
11 埼玉県			
12 千葉県			
13 東京都			
14 神奈川県			
15 新潟県			
16 富山県			
17 石川県			
18 福井県			
19 山梨県			
20 長野県			
21 岐阜県			
22 静岡県			
23 愛知県			
24 三重県			
25 滋賀県			
26 京都府			
27 大阪府			
28 兵庫県			
29 奈良県			
30 和歌山県			
31 鳥取県			
32 島根県			
33 岡山県			
34 広島県			
35 山口県			
36 徳島県			
37 香川県			
38 愛媛県			
39 高知県			
40 福岡県			
41 佐賀県			
42 長崎県			
43 熊本県			
44 大分県			
45 宮崎県			
46 鹿児島県			
47 沖縄県			
48 札幌市			
49 仙台市			
50 さいたま市			
51 千葉市			
52 横浜市			
53 川崎市			
54 相模原市			
55 新潟市			
56 静岡市			
57 浜松市			
58 名古屋市			
59 京都市			
60 大阪市			
61 堺市			
62 神戸市			
63 岡山市			
64 広島市			
65 北九州市			
66 福岡市			
67 熊本市			
68 特別区			
計	258,308		258,308

○ 国の予算等貸付金の概要(今回協議のあったもの)

区 分	貸付機関	対象団体	国等から地方公共団体への貸付条件等				地方公共団体からの貸付条件等				
			利率 (年利)	償還期間 (据置期間)	償還方法	貸付割合	貸付対象者	貸付対象費用	貸付割合	利率 (年利)	保証人等
中小企業高度化資金貸付金	独立行政法人中小企業基盤整備機構	都道府県	無利子 ～ 0.80%	20年以内 (5年又は 3年以内)	元金均等(半)年賦	貸付対象事業に応じて異なる (事業費の64%、72%等)	【高度化融資事業】 中小企業者、事業協同組合、商店街振興組合等	土地、建物、設備等の整備に要する資金	事業費の80%又は90%	無利子 又は 0.65%	担保又は保証人が必要
母子父子寡婦福祉資金貸付金	厚生労働省	都道府県 指定都市 中核市	無利子	特別会計の剰余金が一定額を超える場合に償還		都道府県等が貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額の2倍相当額	配偶者のない女子で現に児童を扶養している者、配偶者のない男子で現に児童を扶養している者、配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であった者等	事業の開始又は継続に必要な資金、児童の就学に必要な資金等	資金の種類に応じて貸付限度額あり	無利子 又は 1.5%	無利子の場合は、保証人が必要
災害援護資金貸付金	内閣府	都道府県 指定都市	無利子	都道府県:12年 (東日本大震災分は15年) 指定都市:11年 (東日本大震災分は14年)	元利均等(半)年賦	都道府県又は指定都市の貸付金額の2/3	災害救助法による救助が行われた災害により以下の被害を受けた世帯の世帯主 ①療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷 ②住居又は家財の被害であって被害額が当該住宅又は家財の価格の概ね1/3以上である損害	当面の生活資金等	負傷又は損害の程度により貸付限度額あり	①通常 3% (据置期間中は無利子) ②東日本大震災特例 1.5%又は無利子 (据置期間中は無利子)	①通常 保証人が必要 ②東日本大震災特例 有利子の場合は保証人が不要 (但し、無利子の場合は保証人が必要)
沖縄振興開発金融公庫資金貸付金	沖縄振興開発金融公庫	沖縄県又は沖縄県内の市町村	0.10% ～ 1.08%	35年以内 (20年以内)	元利均等年賦	限度額なし	【貸付対象費用】 1. 農業基盤整備資金: 農地・牧野の保全若しくは利用上必要な施設の新設、補修、変更又は災害復旧 2. 林業経営育成資金: 森林取得資金融通取扱要綱に定める林業経営改善推進計画に基づく樹木の持分の取得 3. 林業基盤整備資金: 沖縄における人工植栽、天然林改良若しくは森林の育成、保護、保全等 4. 住宅資金: 住宅、公共施設又は利便施設の用に供する土地の造成等				
日本政策金融公庫資金貸付金	株式会社 日本政策金融公庫 (地方公共団体金融機構へ委託)	地方公共団体	無利子 ～ 0.45%	30年以内 (20年以内)	元金均等年賦 又は 元利均等年賦	限度額なし	【貸付対象費用】 1. 公有林造林資金: 人工植栽、天然林改良、森林の保育・保護・保全等の育林、造林用附帯施設の設置又は改良等 2. 公有分収林取得資金: 分収育(造)林契約による樹木の取得に要する費用 3. 公有牧野資金: 公有牧野の造成、改良又は保全及び牧野の管理経営上必要な施設の整備に要する費用				
介護保険財政安定化基金貸付金	都道府県	市町村	無利子	3年以内			【貸付対象費用】 市町村が通常の努力を行ってもなお生じる保険料未納や給付費の見込み誤りにより生じる財源不足を補填				

## 根拠条文

### (1) 地方財政法（昭和23年法律第109号）（抄）

（地方債の協議等）

**第五条の三** 地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

1～10 略)

11 総務大臣は、第一項に規定する協議における**総務大臣の同意**並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

（地方債についての関与の特例）

**第五条の四** 次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

- 一 前条第四項第二号に規定する実質赤字額が政令で定めるところにより算定した額以上である地方公共団体
- 二 前条第四項第一号に規定する実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体

2～6（略）

7 総務大臣は、第一項、第三項及び第四項の**総務大臣の許可**並びに第一項第四号から第六号までの規定による指定及び第二項の規定による指定の解除については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

### (2) 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）（抄）

（地方債の協議の相手方等）

**第二条** 法第五条の三第一項の規定による協議は、**第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣に、第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事にするものとする。**

一 都道府県若しくは**地方自治法**（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）（以下この項及び第七条において「都道府県等」という。）又は地方公共団体の組合で都道府県等が加入するもの

二 市町村又は地方公共団体の組合で市町村が加入するもの（都道府県等が加入するものを除く。）

2 法第五条の三第一項の規定による協議をしようとする地方公共団体は、起債の目的となる事業の内容に応じて総務大臣が定める区分（以下「事業区分」という。）ごとに次条に規定する事項を記載した協議書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

3 **都道府県知事は、法第五条の三第一項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。**

4 総務大臣は、法第五条の三第一項又は前項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の**限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。**ただし、当該同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合については、この限りでない。

5 総務大臣は、第三項の規定による協議における同意については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

第三条～第二十条（略）

（地方債の許可手続）

**第二十一条** 法第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、**第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。**

2 前項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、事業区分ごとに申請書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、**あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。**

4 総務大臣は、第一項に規定する許可及び前項に規定する同意をしようとするときは、当該許可及び同意に係る地方債の**限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。**ただし、当該許可及び同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合については、この限りでない。

5 総務大臣は、第三項に規定する同意については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

### (3) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（抄）

（地方債の起債の許可）

**第十三条 財政再生団体**及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であつて再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、地方財政法第五条の三第一項の規定による協議をすること及び同条第六項の規定による届出をすること並びに同法第五条の四第一項及び第三項から第五項までに規定する許可を受けることを要しない。

2～3（略）

4 総務大臣は、第一項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない

### (4) 平成29年度同意等基準運用要綱（平成29年4月3日総務副大臣通知）（抄）

第五 その他の留意事項

六 国の予算等貸付金債

1（略）

2 国の予算等貸付金債については、原則として、簡易協議等手続きと同スケジュールにより、国の各省庁等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と同様に扱って、速やかに、同意等を行うものであること。